

## 美浜3号炉・高浜1, 2号炉 新規制保安規定審査 コメント反映整理表

No	日付	対象号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (美浜発電所)	審査資料反映の理由 (美浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	説明資料	回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
			該当資料	内容											
1	-1	8/9 合同ヒア	高浜	全般	本申請について、今後、警報が発表されない可能性のある津波への対応、大山火山の大山生竹テラフの噴出規模の見直しに伴う対応、新検査制度への対応及び特定重大事故等対地施設の運用に係る保安規定変更申請が見込まれる中、それら申請の影響を受けず、従前の津波事象や火山事象等に関する想定を前提として規制基準への適合性を説明できると考えている範囲を整理して示すこと。	今後の審査スケジュールにて、本申請内で審査するものと個別申請するものを整理して説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 高浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	9/12説明資料	9/12 説明	済	9/12	
	-2	8/27 審査会合	高浜	全般	今回申請した内容の中で審査の順序、警報なし津波、特重等の他の申請案件との審査の優先順位を整理すること。	今後の審査スケジュールにて、本申請内で審査するものと個別申請するものを整理して説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 高浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	9/12説明資料	9/12 説明	済	9/12	
	-3	9/4 美浜ヒア	美浜	全般	新検査制度の審査手続きとの関連も含めて説明すること。	新検査制度に係る保安規定については、先に認可されるようであれば認可内容を反映することとする。	-	a. 反映不要 美浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	-	9/4 説明	済	9/4	
	-4	9/5 高浜ヒア	高浜	全般	関連する申請案件(新検査制度ほか)のスケジュールも合わせて示すこと	新検査制度、特重等の同時期に審査を予定している案件について、スケジュールに項目を追加する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 高浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	9/12説明資料	9/12 説明	済	9/12	
2	-1	8/9 合同ヒア	高浜	全般	高浜発電所について、1号炉及び2号炉の運転に伴う3号炉及び4号炉の運用変更、及び、1号炉及び2号炉の運転によらない3号炉及び4号炉の運用変更に関し、整理して示すこと。	高浜3, 4号に係る変更内容について、高浜1, 2号の新規制基準適合性に関連するものとそうでないものを分類して説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	保安規定変更認可申請書 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の進め方について	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	9/12説明資料	9/12 説明	済	9/12	
	-2	8/27 審査会合	高浜	全般	高浜3, 4号に係る変更内容は、高浜1, 2号の新規制基準適合性に関連するものとそうでないものを切り分けて説明すること。	高浜3, 4号に係る変更内容について、高浜1, 2号の新規制基準適合性に関連するものとそうでないものを分類して説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	保安規定変更認可申請書 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の進め方について	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	-	10/15 説明	済	10/15	審査会合にて説明
	-3	9/5 高浜ヒア	高浜	全般	3, 4号炉側の変更について、即時適用の要否の観点で整理して説明すること(運用の明確化と適正化を分けて整理する)	3, 4号炉側の変更について、運用の明確化と適正化の案件に分類して説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	保安規定変更認可申請書 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の進め方について	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	9/12説明資料	9/12 説明	済	9/12	
	-4	9/12 高浜ヒア	高浜	全般	3, 4号炉の運用を適正化する内容について整理して、必要なものは即時対応すること。具体的には実施上実施できているかどうか(下部規定に記載しているかどうか)の整理し、適用時期について精査が必要。また、今のタイミングで問題ないことを説明すること。	3, 4号炉の運用を適正化する内容は、切離し申請する。適正化内容について、実施上実施できていることを整理の上説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	保安規定変更認可申請書 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の進め方について	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	-	10/15 説明	済	10/15	審査会合にて説明
	-5	10/8 高浜ヒア	高浜	全般	・T12補正申請とT34申請について、審査の優先順位(当社希望)を示すこと (資料③(審査会合資料)へ追加)	10/15審査会合資料に追記する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	保安規定変更認可申請書 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の進め方について	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	-	10/15 説明	済	10/15	審査会合にて説明
	-6	10/8 高浜ヒア	高浜	全般	・特重に係る保安規定審査基準変更に係る教育訓練の追記について会合で説明すること。(資料③(審査会合資料)へ追加)	10/15審査会合資料に追記する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	保安規定変更認可申請書 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の進め方について	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	-	10/15 説明	済	10/15	審査会合にて説明

コメントリスト											回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	説明資料					
			該当資料	内容											
3	-1	8/9 合同ヒア	高浜	資料1(別 紙1)	高浜発電所の土石流対策の位置付け(起因事 象等)について、整理して示すこと。	保安規定審査基準要求事項に対して、保安規定記載内容の妥 当性を説明する際(補足説明資料)に、補足説明資料34にて説 明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるた め、反映不要	資料1:別紙1 補足説明資料34	b. 審査資料のみ反映 保安規定審査基準要求事項に 対して、保安規定記載内容の 妥当性を説明する際(補足説 明資料)に、補足説明資料34 にて説明する。	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	
	-2	8/27 審査会合	高浜	資料1(別 紙1)	高浜の堰場について、上流規制での整理を踏ま えてプラント停止の対象が2号のみとなっている 理由に加え、7日間で土砂の除去に合わせ プラント停止した場合であっても、プラント停止後 も必要となる海水ポンプ等の設備を守るために、 それ以降の土砂の除去作業は継続するのかが等 について説明すること。	同上	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるた め、反映不要	資料1:別紙1 補足説明資料34	b. 審査資料のみ反映 保安規定審査基準要求事項に 対して、保安規定記載内容の 妥当性を説明する際(補足説 明資料)に、補足説明資料34 にて説明する。	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	
	-3	9/26 高浜ヒア	高浜	資料1(別 紙1)	2号海水ポンプ以外の影響を受ける設備につい て言及すること。	同上	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるた め、反映不要	資料1:別紙1 補足説明資料34	b. 審査資料のみ反映 保安規定審査基準要求事項に 対して、保安規定記載内容の 妥当性を説明する際(補足説 明資料)に、補足説明資料34 にて説明する。	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	
	-4	9/26 高浜ヒア	高浜	資料1(別 紙1)	プラント停止後のケアについての保安規定反映 を検討すること。	同上	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるた め、反映不要	資料1:別紙1 補足説明資料34	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	
	-5	10/23 高浜ヒア	高浜	資料1(別 紙1)	土石流対策のプラント停止後の対応について、 運転管理上の措置を検討すること。	2号海水ポンプが機能喪失した際の対応について説明を行う。 運転管理上の措置を検討すること。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるた め、反映不要	資料1:別紙1 補足説明資料34	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	10/29 説明	済	10/29	
4	-	8/9 合同ヒア	高浜	全般	高浜発電所の主蒸気配管・主給水配管区面の 壁設置に伴う管理区域の変更に関して、整理 して示すこと。	保安規定審査基準要求事項に対して、保安規定記載内容の妥 当性を説明する際(補足説明資料)に、補足説明資料23にて説 明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるた め、反映不要	資料1:別紙1 補足説明資料23	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	9/19 説明	済	9/19	
5	-	8/9 合同ヒア	美浜、高浜共通	全般	高浜1、2号設備で設備単体の使用前検査が完 了してから、保安規定が適用されるまでの期間 について、設備管理をどのように行うか整理し ておくこと。	設備の保守管理について、期間毎に適用している管理ルー ルを説明する。	資料1:別紙1 補足説明資料32	b. 審査資料のみ反映 保守管理の適用期間を明確に する。	資料1:別紙1 補足説明資料32	b. 審査資料のみ反映 設備の保守管理について、期 間毎に適用している管理ルー ルの説明を追加する。	-	10/23 説明	済	10/23	
6	-	8/27 審査会合	美浜、高浜共通	全般	先行プラントとの相違点だけでなく、保安規定変 更に係る基本方針と整合していることを説明す ること。	保安規定審査基準要求事項に対して、保安規定記載内容の妥 当性を説明する際(補足説明資料、LCO・AOT説明資料)に、 「保安規定変更に係る基本方針」との整合等を説明する。	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	9/26説明	済	9/26	

コメントリスト											回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (美浜発電所)	審査資料反映の理由 (美浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	説明資料					
			該当資料	内容											
7	-	8/27 審査委会	高浜	全般	SA時の体制の変更内容について説明すること。	体制の変更時期について、概要説明し、具体的な体制は補足説明資料を用いて説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	10/23 説明	済	10/23	
	-2	10/23 高浜ヒア	高浜	全般	SA高度化について、許可・工認・保安規定と再接働時期のスケジュールを示すこと。(3、4号炉の内容も含む)	SA対策高度化に係る今後のスケジュールを示すとともに、3、4号炉への送水車導入に係る対応方針についても整理する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 高浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	コメント回答資料	10/29 説明	済	10/29	
	-3	10/23 高浜ヒア	高浜	全般	SA高度化について、設置許可でどのような変更があったのか、許可との整合の観点で資料を示すこと	資料3：上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針等を用いて、設置許可記載と保安規定申請書記載の比較をしたうえで説明を行う。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	コメント回答資料	11/19 回答	済	11/19	
	-4	10/29 高浜ヒア	高浜	全般	3、4号炉のSA高度化（送水車導入）早期運用開始に係る申請については、SA高度化の工認の審査状況と、既に申請済みの3、4号炉の記載適正化分の早期適用を考慮して、申請手続きを計画すること。	SA対策高度化に係る工認スケジュールおよび高浜3、4号炉切り分け申請のスケジュールを考慮し、送水車の早期運用開始を計画する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 高浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	コメント回答資料	11/19 回答	済	11/19	
	-5	11/12 高浜ヒア	高浜	全般	コメント回答のうち、SA高度化を反映した高浜3、4号炉における重大事故等対策委員の人数変更の適用時期については、考え方を説明すること。	同上	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 高浜の審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	コメント回答資料	11/19 回答	済	11/19	
8	-	8/27 審査委会	美浜、高浜共通	全般	SA設備については、特に先行プラントと相違のある箇所について、LCO、AOTの設定根拠を詳細に説明すること。	LCO、AOTの設定根拠について、特に先行プラントと相違のある箇所は、根拠に至る考え方も合わせて説明する。	資料1：別紙2 LCO、AOT及びサーベランスの設定 4. (2)～3-4	b. 審査資料のみ反映 主要な設備について、LCOの設定根拠の説明を追加する。	-	b. 審査資料のみ反映 主要な設備について、LCOの設定根拠の説明を追加する。	-	9/26 説明	済	9/26	
-1	8/27 審査委会	美浜	全般	保安規定に反映すべき事項が漏れなく抽出されていることを、設置許可、工認の上流審査の添付（補足）資料を含めて説明すること。	資料3「上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針」の「(2)保安規定の記載方針」および、資料4「工認で抽出された運用内容整理」の「2. 運用要求事項の抽出方法及びその結果について」に基づき、申請書の範囲※で運用事項を抽出し、保安規定に反映することとしている。 なお、まとめ資料（補足説明資料）の説明内容は、保安規定に記載すべき運用事項について、保安規定に反映するため、資料3及び資料4に対応を明記する。  これにより、申請書の運用事項抽出プロセスに加え、まとめ資料（補足説明資料）にて保安規定に記載することを約束した事項についても漏れなく保安規定に反映できる。  ※：設置変更許可申請書（本文+添付書類） 工事認可申請書（基本設計方針+説明書）	資料3： 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針 資料4： 工認で抽出された運用内容整理	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	資料3： 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針 資料4： 工認で抽出された運用内容整理	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	コメント回答資料	9/11 説明	済	9/18		

コメントリスト											回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	説明資料					
			該当資料	内容											
9	-2	9/5 高浜ヒア	美浜、高浜共通	資料4	工認の補足説明資料の確認の必要性について整理すること(保安規定への反映内容は、設置許可本文、添付資料、工認基本設計方針、説明書の運用範囲との認識)	まとめ資料(補足説明資料)全体を確認した上で、保安規定に記載すべき事項を抽出することが読み取れるよう、資料3、4の記載を変更する。	資料3: 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 資料4: 工認で抽出された運用内容整理	b. 審査資料のみ反映 まとめ資料、補足説明資料の運用内も参考にして、保安規定の記載をする旨を追記する。	資料3: 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 資料4: 工認で抽出された運用内容整理	b. 審査資料のみ反映 まとめ資料、補足説明資料の運用内も参考にして、保安規定の記載をする旨を追記する。	コメント回答資料	9/12 説明	済	9/19	
	-3	9/11 美浜ヒア	美浜	資料4	保安規定に記載すべき運用事項は、まとめ資料(補足説明資料)全体を確認の上、抽出する記載に変更すること。 (運用内容を補足説明資料に記載している場合もあると考えるため、全体を確認の上抽出して欲しい。) 抽出のプロセスと結果は別途確認する。	同上	資料3: 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 資料4: 工認で抽出された運用内容整理	b. 審査資料のみ反映 まとめ資料、補足説明資料の運用内も参考にして、保安規定の記載をする旨を追記する。	資料3: 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 資料4: 工認で抽出された運用内容整理	b. 審査資料のみ反映 まとめ資料、補足説明資料の運用内も参考にして、保安規定の記載をする旨を追記する。	コメント回答資料	9/18 説明	済	9/18	
	-4	9/12 高浜ヒア	高浜	資料4	補足説明資料の扱いについては、審査で参照するものと整理すること。	資料3、4の記載について、補足説明資料の扱いが審査で参照するものである旨が分かるよう変更する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	資料3: 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 資料4: 工認で抽出された運用内容整理	b. 審査資料のみ反映 まとめ資料、補足説明資料の運用内も参考にして、保安規定の記載をする旨を追記する。	コメント回答資料	9/19 説明	済	9/19	
10	-	8/27 審査委会	美浜、高浜共通	全般	火山灰対策について、個々のプラント特性に応じた対策の内容について説明すること。	火山影響等発生時の対策について、補足説明資料において示す。	資料1、別紙1 補足説明資料34	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	資料1、別紙1 補足説明資料33	b. 審査資料のみ反映 美浜のコメント回答内容の必要部分を高浜説明資料に反映	コメント回答資料	10/23 説明(美浜) 3/17(高浜)	済	10/23(美浜) 3/17(高浜)	
	-2	10/23 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	気中降下火砕物に対して、海水ポンプ除塵フィルタの取り外しの際の影響について「閉塞」以外の「荷重」、「腐食」、「摩耗」等においても問題ないことを資料に追加すること。	「閉塞」以外の「荷重」、「腐食」、「摩耗」等においても問題ないことを資料に追加すること。	資料1、別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 「閉塞」以外の「荷重」、「腐食」、「摩耗」等においても問題ないことを資料に追加する。	資料1、別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 「閉塞」以外の「荷重」、「腐食」、「摩耗」等においても問題ないことを資料に追加する。	コメント回答資料	10/30 説明	済	10/30	
	-3	10/23 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	気中降下火砕物濃度について、層厚10cmにおける1.75g/m3に対する2.63g/m3での評価は「保守性」の理由は既に見込み済みであり、表現を見直すこと。	評価の「保守性」について、表現を見直す。	資料1、別紙1 補足説明資料34-2	b. 審査資料のみ反映 評価の「保守性」について、表現を見直す。	資料1、別紙1 補足説明資料33-2	b. 審査資料のみ反映 評価の「保守性」について、表現を見直す。	コメント回答資料	10/30 説明	済	10/30	
	-4	10/30 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	○以下の記載を追加すること。 ・海水ポンプモータ図 ・降灰終了後の海水ポンプ運転継続の方法。(不調時の代替案含む。)	・海水ポンプモータ図 ・降灰終了後の海水ポンプ運転継続の方法。(不調時の代替案含む。)を補足説明資料に追加する。	資料1、別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 ・海水ポンプモータ図 ・降灰終了後の海水ポンプ運転継続の方法。(不調時の代替案含む。)を補足説明資料に追加する。	資料1、別紙1 補足説明資料33-3	b. 審査資料のみ反映 ・海水ポンプモータ図 ・降灰終了後の海水ポンプ運転継続の方法。(不調時の代替案含む。)を補足説明資料に追加する。	コメント回答資料	11/13 説明	済	11/13	
	-5	11/7 審査委会	美浜	資料1(別紙1)	SWPの除塵フィルタ取り外しが、SWPの機能に影響がないことについて詳細説明をすること。	SWPの除塵フィルタ取り外しの対応について、フィルタを取り外してもSWPの機能に影響がないことについて、詳細を説明する。	資料1、別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 SWPの除塵フィルタ取り外しの対応について、フィルタを取り外してもSWPの機能に影響がないことの説明を充実する。	資料1、別紙1 補足説明資料33-3	b. 審査資料のみ反映 SWPの除塵フィルタ取り外しの対応について、フィルタを取り外してもSWPの機能に影響がないことの説明を充実する。	コメント回答資料	11/13 説明	済	11/13	
	-6	11/7 審査委会	美浜	資料1(別紙1)	中圧ポンプによる八項対応の解析結果について、解析条件の妥当性や不確かさへの考慮も含めて説明すること。	仮設中圧ポンプのSG注水の解析結果について、解析条件が妥当であることを、不確かさの考慮を含めて説明する。	資料1、別紙1 補足説明資料34-1	b. 審査資料のみ反映 解析結果の妥当性の説明を充実する。	資料1、別紙1 補足説明資料33-1	b. 審査資料のみ反映 解析結果の妥当性の説明を充実する。	コメント回答資料	11/13 説明	済	11/13	
	-7	11/13 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	補足説明資料について「仕切版等」でなく「内部構造」により火山灰が侵入しにくいことが分かるようにすること。	「内部構造」により火山灰が侵入しにくいことが分かるように補足説明資料を充実する。	資料1、別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 「内部構造」により火山灰が侵入しにくいことが分かるように補足説明資料を充実する。	資料1、別紙1 補足説明資料33-3	b. 審査資料のみ反映 「内部構造」により火山灰が侵入しにくいことが分かるように補足説明資料を充実する。	コメント回答資料	11/26 説明	済	11/26	
	-8	11/13 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	補足説明資料について、「ルーバー」の構造図を追加すること。	「ルーバー」は存在しないため、その旨回答する。	-	a. 反映不要 設備が存在しないことを回答済み。	-	a. 反映不要 設備が存在しないことを回答済み。	-	11/26 説明	済	11/26	

コメントリスト										回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (美浜発電所)	審査資料反映の理由 (美浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)					説明資料
			該当資料	内容										
-9	11/13 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	降下火砕物の粒径と終端速度との関連図について、終端速度に到達するまでの距離や密度の影響も考察すること。 (補足:そもそも粒径1mm以下の場合、モーター内部に侵入しても機能喪失しない点を踏まえた説明)	降下火砕物の粒径と終端速度との関連図に対する考察を充実させる。	資料1.別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 降下火砕物の粒径と終端速度との関連図に対する考察を充実させる。	資料1.別紙1 補足説明資料34-3	b. 審査資料のみ反映 降下火砕物の粒径と終端速度との関連図に対する考察を充実させる。	コメント回答資料	11/26 説明	済	11/26	
-10	11/26 美浜高浜 合同ヒア	美浜	資料1(別紙1)	仮設中圧ポンプを用いた炉心冷却の成立性の資料の解析条件の不確かさ(5)の現実的な条件について、タービン動補助給水ポンプは、八項対応で期待しないのにも関わらず、これを用いて説明している考え方についても追記し、分かりやすくすること。【資料修正のみ】	解析条件の不確かさの現実的な条件について、タービン動補助給水ポンプは、八項対応で期待しないのにも関わらず、これを用いて説明している考え方についても追記し、分かりやすくすること。	資料1.別紙1 補足説明資料34-1	b. 審査資料のみ反映 解析条件の不確かさの現実的な条件について、タービン動補助給水ポンプは、八項対応で期待しないのにも関わらず、これを用いて説明している考え方についても追記する。	資料1.別紙1 補足説明資料34-1	b. 審査資料のみ反映 解析条件の不確かさの現実的な条件について、タービン動補助給水ポンプは、八項対応で期待しないのにも関わらず、これを用いて説明している考え方についても追記する。	コメント回答資料	11/26 説明	済	11/26	
-11	3/17 高浜ヒア	高浜	資料1(別紙1)	SWPモータ冷却風が火山灰のつまりにより止まった場合でも、SWP運転に影響がないことを審査資料に追記すること。	左記のとおり追記する。	-	-	資料1.別紙1 補足説明資料33-3	b. 審査資料のみ反映	コメント回答資料	4/14 説明			
-12	3/17 高浜ヒア	高浜	資料1(別紙1)	粒径1mmが保守的な値であり、下からの吸い込みを考慮するとつまりが考えにくいことを定性的でもよいので、説明を拡充すること。	同上	-	-	資料1.別紙1 補足説明資料33-3	b. 審査資料のみ反映	コメント回答資料	4/14 説明			
11			欠番											
12	-	8/27 審査委会	美浜	全般	美浜1, 2号の変更内容についても説明すること。	美浜1, 2号の変更内容を説明する。 詳細内容は個別で説明する。	参考資料②	b. 審査資料のみ反映 参考資料②に美浜1, 2号の変更内容を説明した審査委会資料を添付する。	-	コメント回答資料	9/4 説明	済	9/4	
13	-	9/4 美浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	資料2, 3, 4の内容について、9/4ヒアリング資料③に詳細資料項目を明示し、早い段階で示すこと。	資料2, 3, 4の詳細項目を資料③に追記する。	-	a. 反映不要 審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	-	-	9/11 説明	済	9/11	
14	-	9/4 美浜ヒア	美浜	資料4	工事で抽出された運用内容整理(運用要求)のフロー等のプロセスについて、妥当性を説明すること。	資料4の説明において、抽出フローの妥当性を説明する。	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	-	10/23 説明	済	10/23	
15	-	9/4 美浜ヒア	美浜、高浜共通	資料1(別紙1)	保安規定審査基準の補足説明資料については、全部の説明はしなくてよいが、何が変わったかは説明すること。	補足説明資料の説明において、先行プラントにて反映している内容と同じものは、資料の記載概要と保安規定案文の比較表を示し、変更点を説明する。	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	-	9/11 説明	済	9/11	
17	-	9/11 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	(補足-35: CIR)「17. 6m3」の値が許認可のどのレベルでオーソライズされたものか示すこと。(書面提出)	ほう酸タンクの必要水量の根拠資料を補足説明資料に添付する。	資料1.別紙1 補足説明資料35	b. 審査資料のみ反映 ほう酸タンクの必要水量の根拠資料を補足説明資料に添付する。	-	コメント回答資料	9/18 説明	済	9/18	
-1	9/11 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	(補足-13: 安全保護系設定値他) ・工認対象でないものは、守るべき値の根拠を示すこと及び他のパラメータについても整理して示すこと。 ・工認対象はエビデンスを示すこと。(書面提出)	・工認対象でないものについて、補足説明資料を充実させる。 ・工認対象はエビデンスを補足説明資料に添付する。	資料1.別紙1 補足説明資料13	b. 審査資料のみ反映 ・工認対象でないものについて、補足説明資料を充実させる。 ・工認対象はエビデンスを補足説明資料に添付する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/18 説明	済	9/18	
-2	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	デジタル安全保護系の説明書にてP-12、P-13が対象である記載を示すこと。	補足説明資料13にエビデンスを追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料13	b. 審査資料のみ反映 ・工認対象でないものについて、補足説明資料を充実させる。 ・工認対象はエビデンスを補足説明資料に添付する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
-3	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	SG水位異常高の安全解析値のエビデンスを示すこと。	補足説明資料13にエビデンスを追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料13	b. 審査資料のみ反映 ・工認対象でないものについて、補足説明資料を充実させる。 ・工認対象はエビデンスを補足説明資料に添付する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
-4	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	資料分類を適切なものにする。	補足説明資料13にエビデンスを追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料13	b. 審査資料のみ反映 ・工認対象でないものについて、補足説明資料を充実させる。 ・工認対象はエビデンスを補足説明資料に添付する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
-1	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	(補足-16: 外部電源) 他プラントにおいて、他社の送電線からうけているものはないか確認すること。	他プラントの状況を確認する。	-	a. 反映不要 他プラントの状況を説明済み。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
-2	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	他社の送電線から受け付けていることを踏まえ、保安規定に反映するものはないか確認すること。	他社の保安規定反映状況を確認し、運用として反映すべき事項がないか検討する。	-	a. 反映不要 他社プラントについても、特有の運用はない。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
-3	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	他社送電線から受け付けていることで、LCOの確認方法は変わらないのか確認すること。	LCOの確認方法について確認のうえ回答する。	-	a. 反映不要 他社プラントについても、特有の運用はない。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
-4	9/26 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	復旧にかかわる下部規定記載をエビデンスとして追加すること。	補足説明資料16にエビデンスとして追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料16	b. 審査資料のみ反映 下部規定記載をエビデンスとして追加する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/2 説明	済	10/2	

コメントリスト											回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (美浜発電所)	審査資料反映の理由 (美浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	説明資料					
			該当資料	内容											
20	-	9/18 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙1)	(補足-24-青旗作業) 自主予備を機器故障時の早期復旧の為このように使用するかを先行審査に基づき説明すること。	先行審査の記載等を引用し、機器故障時の対応を説明する。	-	a. 反映不要 自主予備の位置づけを説明済み。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	9/26 説明	済	9/26	
21	-	9/26 高浜ヒア	高浜	資料1(別紙1)	DNP、津波の設置変更許可申請に伴い、補足説明資料への影響の有無を整理すること。	補足説明資料ごとに津波の設置変更許可申請との有無について整理する。 ※DNPは全補足説明資料に影響しない。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	10/23 説明	済	10/29	
	-2	10/23 高浜ヒア	高浜	資料1(別紙1)	DNPの経過措置等において、規制委員会資料等を含め整理して全体のスケジュールを示すこと。	規制委員会資料等を含め整理して全体のスケジュールを示す	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 審査スケジュールに係る事項であるため、反映不要	コメント回答資料	10/29 説明	済	10/29	
22	-	9/26 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙2)	既存のDB側LCOIに包含できる(グレーハッチングのもの)条件について説明すること。	代替設備整理表の凡例にDB側LCOIに包含できる条件を追記する。	-	a. 反映不要 代替設備整理表の凡例を説明済み。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/2 説明	済	10/2	
23	-	10/2 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙2)	(表85-6 85-6-3) 原子炉下部キャビティ注水ポンプにより代替CVスプレイト下部キャビティ注水の両方の要求を満足させる記載を明確にすること。	別紙2(LCO, AOT, SR)の資料を充実させる。	資料1.別紙2 LCO, AOT及びサーベランスの設定 4.(2)-3-4	b. 審査資料のみ反映 原子炉下部キャビティ注水ポンプにより代替CVスプレイト下部キャビティ注水の両方の要求を満足させる記載を明確に	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/11 説明	済	10/11	
24	-	10/2 美浜ヒア	美浜	資料1(別紙2)	(表85-15 85-15-6) フローによる整理(別紙3を参照)する考え方についてECCS機器を参考とする運用について基本方針との関係を回答すること。	コメント回答資料にて回答する。	資料1.別紙2 LCO, AOT及びサーベランスの設定 4.(2)-3-4	a. 反映不要 基本方針の内容を説明済み。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/11 説明	済	10/11	
25	-	10/2 美浜ヒア	美浜	参考資料	(参考資料 85-16-1) 可搬型アニュラス水素濃度計測装置は、代替パラメータではなく主要パラメータ測定設備である旨の記載内容として明確にすること。	参考資料(大飯-玄海-美浜3連表)の記載(差異の説明)を次のとおり充実させる。 【大飯-美浜】 4) 記載の適正化②: 上位文章の差異 (可搬型アニュラス内水素濃度計測装置の代替パラメータは、主要パラメータの予備であるため、大飯の「アニュラス水素濃度」は常設設備であるが、美浜の「可搬型アニュラス内水素濃度計測装置」は代替パラメータ(主要パラメータの予備)も含め可搬設備であるため、「代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を待て実施する。」ことを追記した。)	参考資料(大飯-玄海-美浜3連表)	b. 審査資料のみ反映 参考資料の差異の説明を充実する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/11 説明	済	10/11	
-1	10/2 美浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	全般	「使用を開始する前にあらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること」の保安規定審査基準改正に伴う保安規定本則または附則への記載を検討すること。	保安規定への記載の考え方を回答する。	資料1.別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料3	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	10/11 説明	済	10/11	
	10/11 美浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	全般	成立性確認・技術的能力確認は三号検査終了後から原子炉起動までとしているがその設備の機能が要求される時期等を審査基準改正の趣旨を踏まえ、事前に必要な教育訓練の項目・実施時期について、根拠を含めて整理して説明すること。	コメント回答資料にて回答する。	資料1.別紙1 補足説明資料3	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料3	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	11/20 説明	済	11/20	
	10/8 高浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	全般	保安規定審査基準改正に伴う教育訓練に係る記載の追記について、考え方を整理して説明すること。	保安規定審査基準改正に伴う教育訓練に係る記載の追記について、考え方を整理して説明する。	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	コメント回答資料	10/29 説明	済	10/29	
	10/15 高浜 審査委会	美浜、高浜共通	全般	全般	「あらかじめ」のタイミングについて、今後の審査にて説明すること。	教育および訓練に係る「あらかじめ」のタイミングについての考え方を説明する。	資料1.別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	10/29 説明	済	10/29	
	10/15 高浜 審査委会	美浜、高浜共通	全般	全般	訓練の結果が悪かった場合の対応について、今後の審査にて説明すること。	訓練結果が悪かった場合の対応措置について説明する。	資料1.別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	資料1.別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	10/29 説明	済	10/29	

コメントリスト										回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄		
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (美浜発電所)	審査資料反映の理由 (美浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)					説明資料	
			該当資料	内容											
26	-6	10/29 高浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	保安規定審査基準改正を反映した変更後の訓練イメージ図を追加すること。 (現行資料は、変更前の訓練イメージ図のみ。「力量付与の方法」、「力量維持向上訓練」、「成立性確認訓練(要素訓練、シーケンス訓練)」および「失火時の措置の社内実施」も併せて示す。)	保安規定審査基準改正を反映した変更後の訓練イメージ図を資料に追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	11/5 説明	済	11/5	
	-7	11/5 高浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	重大事故等対応に係る教育訓練である成立性確認訓練のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条第3号に定める検査(以下「三号使用前検査」という。)合格前に行うとしているシーケンス訓練について、訓練結果から成立性が確認できない場合の三号使用前検査への対応を、原因究明等の手順変更要否判断の考え方も含めて説明すること。	成立性確認訓練失効時のフローに、三号使用前検査の対応も記載する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	12/3 説明	済	12/3	
	-8	11/5 高浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	成立性確認訓練のうち、シーケンス訓練と要素訓練の向が3号使用前検査前に必要か、また、反復訓練として必要なものを明確化すること。 (成立性を確認するために、要素訓練とシーケンス訓練の両方が必須に見えるため、要素訓練を3号使用前検査後の反復訓練で良い旨を明確化)	成立性確認訓練のうち、3号使用前検査までに必要なものを明確化するとともに、反復訓練として必要となるものを資料にて明確化したうえで示す。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	11/20 説明	済	11/20	
	-9	11/5 高浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	重大事故等対応に係る教育訓練である成立性確認訓練のうち、変更を申請している保安規定の施行から1年以内に行うとしている要素訓練の内容について、力量付与のための教育訓練の内容と比較して説明すること。	現在の成立性確認の内容と力量付与訓練の内容を比較し、説明する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	11/20 説明	済	11/20	
	-10	11/7 審査会合	美浜、高浜共通	全般	設備の使用開始までに実施する訓練内容について今後説明すること。	各一の教育訓練について、それぞれの要求に対してどのような訓練を実施しているかを示すことで、基本的には有効性、技術的能力の要求に対して必要な訓練を実施できていることを説明する。 抜き取り訓練を実施する場合には、抜き取りでよいことの妥当性を説明する。 力量付与訓練の説明においては、従前の実施内容を成立性確認の要素にて確認することで、訓練方法の妥当性が確認できる旨を説明する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料13	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	12/9 説明	済	12/9	
	-11	12/3 高浜ヒア	美浜、高浜共通	全般	重大事故等対応施設に関して、その使用開始前に行う必要のある教育及び訓練の実施時期について、力量が確保されていないと認められた場合の措置も含めて、使用前検査との関係を示すこと。	力量が確保されていないと認められた場合の措置も含めて、使用前検査との関係を示すこと。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料14	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	資料1:別紙1 補足説明資料3 教育訓練補足説明資料14	c. 保安規定、審査資料へ反映 保安規定の補正申請を実施 し、審査資料を追加する。	コメント回答資料	12/9 説明	済	12/9	
27	-	10/16 美浜ヒア	美浜	資料4	別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理(美浜3号機) 資料4-20に補助ボイラー燃料タンク保有量110kl制限の記載が漏れているので資料に追加すること。	当該資料の記載について次の内容を追記し充実させる。 o. 燃料保有量制限 当直課長は、補助ボイラー燃料タンクの燃料保有量を110klに制限する。	資料4:工認で抽出された運用内容整理 別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理(美浜3号機)	b. 審査資料のみ反映 資料4-20に補助ボイラー燃料タンク保有量110kl制限の記載を追加。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	
28	-1	10/16 美浜ヒア	美浜	資料1(本文)	1. 2号機(第2編)の変更内容について基準要求の考え方に基づき、保安規定に適合していると明確になるよう、記載を適正化すること。 (廃止措置火山記載箇所)	資料1「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」における保安規定記載の考え方を充実する。	資料1:保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容	b. 審査資料のみ反映 記載の考え方について、適正化する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	
	-2	10/23 美浜ヒア	美浜	資料1(本文)	資料1「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」における保安規定記載の考え方が原図と結果の関係に当たらないため見直すこと。(後段を書き、時間的余裕の部分は参考情報でよい)	記載の考え方の記載を見直す。	資料1:保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容	b. 審査資料のみ反映 記載の考え方について、適正化する。	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/30 説明	済	10/30	
29	-	10/16 美浜ヒア	美浜	全般	先行プラントとの相違点について理由も含めて整理して説明すること。(その上で美浜、大飯の記載が適切であることを説明すること)	資料2、3および4の要点を示す資料を充実化する。	資料2:保安規定と手順書との関連 資料3: 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 資料4: 工認で抽出された運用内容整理	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	10/23 説明	済	10/23	

コメントリスト											回答日	コメント 回答 状況	対応 完了日	備考欄	
No	日付	対象 号炉	NRAコメント		対応方針	反映先の資料名 (美浜発電所)	審査資料反映の理由 (美浜発電所)	反映先の資料名 (高浜発電所)	審査資料反映の理由 (高浜発電所)	説明資料					
			該当資料	内容											
30	-	11/12 高浜ヒア	高浜	全般	燃料の補給手段について、タンクローリーを用いた場合においても有効性評価を満足していることを資料に補足すること。	タンクローリーを用いた場合においても有効性評価を満足していることを資料に補足する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に係る高浜1、2号炉特有事項について(第85条)	b. 審査資料のみ反映 タンクローリーを用いた場合においても有効性評価を満足していることを資料に補足する。	コメント回答資料	11/19 説明	済	11/19	
31	-	11/12 高浜ヒア	高浜	全般	燃料取替用水タンクへの補給の際、恒設代替低圧注水ポンプ等を用いるが、炉心注水やCVスプレイを阻害しないことを説明すること。	燃料取替用水タンクへの補給の際、恒設代替低圧注水ポンプ等を用いるが、炉心注水やCVスプレイを阻害しないことを説明する。	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	コメント回答資料	11/19 説明	済	11/19	
	2	11/19 高浜ヒア	高浜	全般	SA時の炉心注入やCVスプレイを実施している状況において、現実的には復水タンクから燃料取替用水タンクへの水源補給を実施することはないことがわかる手順を示すこと。	SA時の炉心注入やCVスプレイを実施している状況において、復水タンクから燃料取替用水タンクへの水源補給を実施することはないことがわかる手順を示す	-	a. 反映不要 高浜特有のコメントであるため、反映不要	-	a. 反映不要 説明全般に係る要望事項	コメント回答資料	3/17説明	済	3/17	
32	-	12/12 美浜会合	美浜	全般	SG水位において、実水位と水位計指示の違いについて、ポイド率や水位のグラフなどを用いて説明すること。	実水位とSG水位計にずれがあることその理由を説明する。その際、ずれについては、ポイドではなく密度差、圧力差によるものであることを説明する。	-	a. 反映不要 計器特性の説明であるため反映不要	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	12/26 説明	済	12/26	
33	-	12/12 美浜会合	美浜	全般	SG水位計の原理を踏まえたポイドの影響、有効性評価シーケンスで一番影響のあるケースで解析値と実指示値の比較検討を行うこと。	有効性評価の代表シーケンスを示し、解析値と水位計指示値の違いについて、比較して説明する。	-	a. 反映不要 計器特性の説明であるため反映不要	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	12/26 説明	済	12/26	
	-2	12/26 美浜ヒア	美浜	全般	SG水位計の説明資料に関して、以下の資料追加等を行うこと。 (資料修正) ① SG水位計について、差圧式水位計の詳細(直接式/ダイヤフラム式、ウェットレグ式/ドライレグ式 コンデンスポットの位置等)も追加すること。 ② 原子炉水位計も図面(工認資料等)を追加すること。 ③ 有効性評価でSG水位0%からF&Bを開始している旨のグラフを追加すること。 (別途資料提出) ④ 事故時操作所則(2部)の表紙、当該ページ ⑤ SG実水位一広域指示計の模式図について、水位が詳細に読み取れるもの。	①～⑤について、コメント回答として資料を提出する。	-	a. 反映不要 計器特性の説明であるため反映不要	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	12/26 説明	済	12/26	
34	-	12/12 美浜会合	美浜	全般	これを踏まえた運転員の操作に悪影響を与えないような教育訓練の説明を行うこと。 (BWRの審査において、ポイド発生状態を踏まえた水位(水位計)の考え方について論点となっていることからPWRにおける実状を確認したい旨)	運転員の操作に影響を与えないことを手順書等を用いて説明する。	-	a. 反映不要 計器特性の説明であるため反映不要	-	a. 反映不要 美浜特有のコメントであるため、反映不要	コメント回答資料	12/26 説明	済	12/26	

以下余白

※:NRAコメントは、ヒアリング後のホワイトボードの記載をそのまま転記すること。